

令和7年第1回大玉村議会定例会会議録

第14日 令和7年3月17日（月曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館 下 憲 一	2番 渡 邊 初 治	3番 菅 原 貴 子
4番 渡 邊 啓 子	5番 斎 藤 信 一	6番 松 本 昇
7番 本 多 保 夫	8番 佐 原 佐百合	9番 鈴 木 康 広
10番 須 藤 軍 蔵	11番 武 田 悅 子	12番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 押 山 正 弘 兼 総 務 課 長
住 民 福 祉 部 長 作 田 純 一	産 業 建 設 部 長 菅 野 昭 裕
政 策 推 進 課 長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住 民 生 活 課 長 後 藤 隆	健 康 福 祉 課 長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環 境 保 全 課 長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 菊 地 美 和 兼 出 納 室 長
教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫	生 涯 学 習 課 長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 員 神 野 藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

発言の取消しについて

議案審議

質疑・討論・表決

議案第28号	令和6年度大玉村一般会計補正予算について
議案第29号	令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第30号	令和6年度大玉村土地取得特別会計補正予算について
議案第31号	令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
議案第32号	令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第41号	大玉村教育委員会教育長の任命について
議案第42号	大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第43号	区長及び区長代理の委嘱について

委員会付託事件（令和7年度予算議案）の委員長審査報告

委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第33号から議案第40号まで

- ①議案第33号 令和7年度大玉村一般会計予算について
- ②議案第34号 令和7年度大玉村国民健康保険特別会計予算について
- ③議案第35号 令和7年度大玉村玉井財産区特別会計予算について
- ④議案第36号 令和7年度大玉村土地取得特別会計予算について
- ⑤議案第37号 令和7年度大玉村介護保険特別会計予算について
- ⑥議案第38号 令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について
- ⑦議案第39号 令和7年度大玉村水道事業会計予算について
- ⑧議案第40号 令和7年度大玉村農業集落排水事業会計予算について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

請願第1号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願

請願第2号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

閉会中の継続調査申出について

（1）議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第1号 大玉村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議員発議第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について

議員発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 斎藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

会議の経過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、併任書記、三瓶隆弘君から業務の都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

(午前 10 時 00 分)

◆ ◆ ◆

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおり差し替えいたします。

◆ ◆ ◆

○議長（押山義則）　日程第1、発言の取消しについてを議題といたします。

6番松本昇議員は演壇でお願いします。

○6番（松本 昇） 6番松本昇です。発言の取消しについて申出します。

3月7日の本会議の討論における私の発言の「……………」
「19字削除」について、取消しを議会において許可を得たく、お願い申し上げます。

なお、私からは取消しの要請は出しておりませんので、ご承知お願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） ただいま松本昇君から、3月7日の本会議の討論における発言について、会議規則第64条の規定により、発言の取消しの申出がありました。

お詫びいたしますが、発言の取消しを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、松本昇君からの発言の取消しの申出を許可することに決定したいと思います。

なお、松本昇議員からは、自分からは申出をしていないというような発言がございましたが、大玉村議会議長、押山義則宛てに、発言の取消し申出書が提出されています。その内容は、「令和7年3月定例会の3月7日の討論における私の発言について、下記の発言を取り消したいので、議会において許可を得たく、大玉村議会会議規則第64条の規定により申し出ます」と申出でございます。

以上の申出がありますので、申出のとおり申出の許可をすることに決定いたしました。
以上です。

◆ ◆ ◆

○議長（押山義則）　日程第2、議案第28号「令和6年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 41ページの、前回も質問したんだけれども、ちょっと勘違いしたというか、ほかのこととダブって、改めて質問しますが、41ページの商工費の中の日帰り温泉関係の利用促進について86万何がしについて、これ年度末あと僅かなわけなんですけれども、これだけのお金が必要だという内容については一体どういうような事業の内容なのかということあります。

それから、43ページの都市計画総務費の測量関係ですね。これ、測量範囲の増量というようなことについての400万円ということですけれども、いずれにしても本宮土湯温泉線を中心としたところの測量なわけですね。したがって、これまでも一定程度の計画というのはあったと思うんですけれども、それを超える増量ということは、特別あれよこれよと詮索するわけではないんですけれども、何でこういうふうな増量になったのかなというふうに単純に思ったものですから、この件について2つお尋ねします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

41ページ、日帰り温泉施設利用促進事業でございますが、こちらの内容につきましては、村内の温泉施設の入浴をする際に、村内在住者または村内の企業に勤務している方が利用した際に、大人300円、子どもにつきましては150円の補助をするものでございます。

これにつきまして、年度末で86万円という高額な金額ということでございますが、こちらにつきまして、令和3年からこれは実施しております、年々利用者が増えておりまして、今回の補正につきましては、12月分までの推移を見まして、残りの1から3月までの見込みを計算し、必要額を計上したものでございます。年々利用客が、こちらの事業が浸透しており、利用客が増えている、伸びているというところでございます。そのようなことでの補正でございました。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 10番議員さんにお答えいたします。

43ページ、8・4・1、都市計画の管理事務に要する経費、12委託料、（仮称）大玉スマートインターチェンジの測量業務委託料につきましては、10月の臨時議会で1,600万円を計上させていただきました。今回、業務量の増加により400万円を増額して計上させていただいたものであります。

現在、道路の予備設計を行うため、基準点測量、地形測量、路線測量を実施しておりますが、主な増加する内容といたしましては、路線測量の延長におきまして、当初0.9キロメートルとしていたところを2.63キロメートルに変更することによる増額となっております。当初は路線測量の延長つかみで捉えておりましたが、準備会の議論の中でランプの構造形式や線形等々絞られてきておりますので、それに合わせた形での路線測量を行うことになりますので、ご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（斎藤信一） 41ページの林業費、農林水産で、6の2の⑤で有害鳥獣被害防止対策に要する経費で、減額されていますが、捕獲量だったり電柵の設置だったり、今どういう状況なのか、一段落ついてきたとか、みんな浸透されてこういうふうになつたんだかどうか、あと捕獲頭数のほうはどういうふうに推移しているんだかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5番議員さんにお答えいたします。

41ページ、有害鳥獣に関する費用のこちら減額でございますが、議員お見込みのとおり、当初予定していたより捕獲が進まなかつたことと、あと下の被害防止柵の設置補助事業につきましても、おおむねこちらは電気柵等の補助に要するものでございますので、どちらも村内の有害鳥獣の被害につきましては、令和3年程度をピークにしまして年々減少傾向というか、落ち着いた状況でございまして、今、年間30頭前後の捕獲で落ち着いてございます。ピーク時は100頭前後ございましたが、ただ、被害は全て収まっているわけではございませんので、引き続きこちら補助等をしたいと思います。

また、今までやってきた電気柵の設置によりまして被害がちょっと収まっているところは確実にございます。今後は、消耗品等の、こちら電柵のほうも申請もあると思ひますので、そちらにつきましても逐次対応していきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

ちなみに、駆除される方々、猟友会だったり、そういった人たちの推移というか、その辺もお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5番議員さんにお答えいたします。

有害捕獲実施隊の人員構成でございますが、令和2年、3年頃に大体20人程度の増員をして、それで20人前後で今も推移してございます。ただ、やはり高齢だったり、隊員が亡くなるということもありますので、それにより新しい隊員の方を逐次入れております。今年度に関しましては21名、来年度に関しましては22名を見込んでございます。新しい隊員も年間大体2人から3人ほど、来年につきましては3人ほど増員する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 5ページにあります繩越明許費の中の10教育費、村民体育館屋根改修事業が繩越明許となっておりますけれども、この具体的なタイムスケジュールをお願いします。

次に、39ページの農地費の中の①、委託料、羽黒池の実施計画、ため池の緊急整

備の実施計画、繰越しでも上がっておりますが、これ、この中では実施計画策定業務委託料となっておりますので、次の段階に進むタイムスケジュール等々をお願いいたします。

55ページの災害復旧費の中の農地等小規模災害復旧事業補助金というのが計上されております。この災害の状況を具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

5ページ、繰越し明許の関係で、村民体育館の屋根改修工事に伴うスケジュール関係でございますけれども、委託業者さんからは実施計画書上がってきております。完了検査も終わっております。今、建設課のほうにお願いいたしまして、公共単価のほうに差し替えをして、そちらの作業を行っていただいております。

5月ぐらいに発注したいなというふうに考えておりまして、5月発注して6月のほうの議会に案件として提案して、その後、約3か月ぐらいで完了ということで見込んでおりますけれども、雨の状況だったり等もございますので、今、風も強いですけれども、自然災害等、自然の状況によってちょっと延期する、長引くなんていうことも考えられるかと思いますけれども、取りあえず工事発注してから約3か月程度で工事の完了を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

39ページ、6・1・6、①農業農村整備に要する経費、12の委託料、羽黒池の実施計画策定業務についてでございます。

こちらは、まず、羽黒池の堤体改修事業の実施計画書を国の補助金10分の10を見込んで作成するものでございます。その後のタイムスケジュールでございますが、これ、7年度の当初予定していた事業を国の補正を活用して前倒しに実施するものでございます。繰越ししまして、7年度いっぱい、この実施計画書を策定いたします。その後のスケジュールでございますが、令和8年度に実施計画書を基に、国のヒアリング、東北農政局のヒアリングを受けまして、その後、県営土地改良事業の採択を予定しているものでございます。令和9年度には詳細設計、令和10年度からの工事を見込んでおります。ただし、国の予算の関係上、この事業がずれ込む場合もありますので、ご了承賜ればと思います。

続きまして、55ページ、11、1、1、農地農業施設災害復旧に要する経費、18の負担金、補助でございます。具体的な災害状況というご質問でございます。

こちらは、令和6年8月の豪雨、8月17日、25日と豪雨がありましたが、こちらの個人所有の農地等について村の補助要綱を基に助成するものでございます。場所につきましては、長井坂の小規模災害等になりますが、原野、山林について崩落したことでの復旧でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
お諮りいたします。
本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第28号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第29号「令和6年度大玉村国民健康保険特別会計
補正予算について」を議題といたします。
質疑を許します。質疑ございませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第29号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第4、議案第30号「令和6年度大玉村土地取得特別会計補正
予算について」を議題といたします。
質疑を許します。質疑ございませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第31号「令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、議案第32号「令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則）　日程第7、議案第41号「大玉村教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

ここで、教育長、渡辺敏弘君より退場の申出がありましたので、退場を認めます。

（教育長　退場）

○議長（押山義則）　質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、教育長、渡辺敏弘君の入場を認めます。

（教育長　入場）

○議長（押山義則）　ここで、教育長任命の同意がされました渡辺敏弘君より挨拶をいただきます。

○教育長（渡辺敏弘）　同意をいただきまして誠にありがとうございます。改めてその責任の大きさを痛感しているところです。

これまでの3年間、大玉村教育大綱・教育ビジョンに基づき、「「夢を育てる教育」おおたまに学び、世界とつながる人間の育成」に向かって、微力ではありますが、取り組んでまいりました。次年度、令和7年度は、現在の教育大綱計画の前期計画の最終年度ということになりますので、これまでの成果と課題を適切に評価しつつ、後期の5年間に向けて着実に歩みを進めてまいりたいというふうに考えております。

引き続き、おおたま学園コミュニティ・スクールの仕組みを核としながら、「みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ、大玉の教育」の理念がさらに浸透するよう、おおたま学園における幼小中の実効ある一貫的教育の推進、家庭、地域に支えられ見守られていることを実感し、自尊心を持った子どもの育成、そして、子どもや学校との関わりから生まれるスクール・コミュニティを生かし、かつ参加者の主体性を大切にした生涯学習の一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

議会の皆様方、そして村民の皆様方のご理解とご支援をいただきながら、大玉の教育の充実に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（押山義則）　渡辺敏弘君の挨拶が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則）　日程第8、議案第42号「大玉村固定資産評価審査委員会の委員の

選任について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第43号「区長及び区長代理の委嘱について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第33号「令和7年度大玉村一般会計予算について」から議案第40号「令和7年度大玉村農業集落排水事業会計予算について」までを一括議題といたします。

これより付託した予算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。1番。失礼しました。文書を配付しますので、しばらくお待ちください。（資料 配付）配付漏れはございませんか。（なし）

それでは、改めて1番。

○予算審査特別委員会委員長（館下憲一） 予算審査特別委員会報告。

議長の命により、予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

特別委員会に付託されました議案第33号から議案第40号までの令和7年度予算議案を審査するため、3月10日に議場において特別委員会を開催し、全委員出席の下、総務文教分科会、産業厚生分科会の2分科会を設置して審査することにいたしました。

分科会では、慎重なる審査がなされました。

また、3月14日に予算審査特別委員会を開催し、鈴木康広委員が欠席のほか全委員出席の下、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑が行われました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告します。

初めに、総務文教分科会は、3月11日、12日の2日間、第2委員会室において、全委員出席の下、さらに付託事件について説明を受けるため、総務部長、政策推進課長、税務課長、教育総務課長、生涯学習課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

分科会では、令和7年度大玉村一般会計予算の歳入全般及び歳出については、総務部、出納室、教育委員会の所管に関する予算並びに他の分科会の所管に属さない事項の予算、令和7年度大玉村玉井財産区特別会計予算、令和7年度大玉村土地取得特別会計予算について、慎重なる審査を行いました。

総務部については、①大玉村合併70周年、マチュピチュ村との友好都市締結10周年、日本で最も美しい村連合加盟10周年、大玉中学校統合50周年などの記念すべき年となることから、新たな出発点として村民が実感できる記念事業に取り組まれたい。

教育部については、①登校できない小中学生への対応について、学びの多様化に配慮し、充実したサポートを継続するとともに、家庭と学校が連携し、子どもと向き合う時間の確保を図り、子どもと保護者が前に踏み出せるよう寄り添われたい。②あだたら健康マラソンについて、多くの村民が参加できる事業となるよう検討を図られたい。

これらの経過を踏まえ、採決を行った結果、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

次に、産業厚生分科会は、3月11日、12日の2日間、第1委員会室において、全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、住民福祉部長、住民生活課長、健康福祉課長、産業建設部長、産業課長、建設課長、環境保全課長、農業委員会事務局長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

分科会では、令和7年度大玉村一般会計予算の歳出のうち、住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する予算、令和7年度大玉村国民健康保険特別会計予算、令和7年度大玉村介護保険特別会計予算、令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算、令和7年度大玉村水道事業会計予算、令和7年度大玉村農業集落排水事業会計予算について、慎重なる審査を行いました。

住民福祉部については、①村民の健康づくりについて、現在行われている事業の周知に取り組み、利用者の拡大を図られたい。特に元気づくりシステムについては効果

の検証を進め、さらなる推進に努められたい。②高齢期を安心して暮らすための支援をさらに充実させるとともに、誰もがなり得る認知症について理解を深めるための取組を進められたい。③住民票などのコンビニ交付については、村民への丁寧な周知を図り、利便性向上に努められたい。

産業建設部については、①農業支援について、これまでの支援策の継続と充実を図り、米のブランド化や地域まるっと中間管理など、将来を見据えた農業支援の取組を進められたい。また、農業振興公社の果たす役割は大きく、関係機関との連携を密にし、さらなる事業展開に取り組まれたい。②スマートインターチェンジの事業化に向けての取組を進めるとともに、立地適正化計画に基づく地域の利活用に取り組まれたい。③管水路の老朽化が進んでいる。施設の安全点検を進めるとともに、改修に向け計画的に進められたいとし、付託された全ての案件について、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

これら報告を受け、各分科会座長に対し質疑を行いましたが、質疑はありませんでした。

以上、予算審査特別委員会において慎重に審査した結果、付託された議案第33号から議案第40号までの全ての議案について、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和7年3月17日

予算審査特別委員会委員長 館 下 憲 一

大玉村議会議長 押山義則 殿

○議長（押山義則） ただいま予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、議会の運営に関する基準第97の規定に基づき、省略することといたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第11、議案第33号から議案第40号までの各議案について、順次討論並びに採決を行います。

議案第33号「令和7年度大玉村一般会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号「令和7年度大玉村国民健康保険特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号「令和7年度大玉村玉井財産区特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号「令和7年度大玉村土地取得特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号「令和7年度大玉村介護保険特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号「令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号「令和7年度大玉村水道事業会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号「令和7年度大玉村農業集落排水事業会計予算について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は原案可決です。

本案について予算審査特別委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第12、請願第1号「国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願」を議題いたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第1号「国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願」を審査するため、3月4日午後3時45分より第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、住民福祉部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

憲法で規定している男女平等を考えればすぐに導入すべき、選択できる制度があつてもいい、同じ姓を強制するのは不利益を被るなどの賛成意見や、家系の伝統を大事にすべき、子どもの立場はどうなるのかなどの反対意見も出され、慎重に審査した結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本請願についての審査結果の報告といたします。

令和7年3月17日

産業厚生常任委員会委員長 斎 藤 信 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第1号「国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第13、請願第2号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第2号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」について審査するため、3月4日午後3時40分より第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本請願について、趣旨は理解できるものの、その内容について十分理解しない状況での採択は適切ではないと判断しました。まずは、条約や議定書についてさらに学び、他の自治体の対応状況を把握の上、慎重に判断すべきとの意見が出され、全委員一致をもって継続審査とする旨、決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果の報告といたします。

令和7年3月17日

総務文教常任委員会委員長 佐原佐百合

大玉村議会議長 押山義則 殿

○議長（押山義則） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第2号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則）　日程第14、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一）　産業厚生常任委員会報告。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月4日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を審査するため、3月4日午後3時45分より第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

福島県の最低賃金は全国でも一番低い水準にあり、経済、物価上昇に見合った賃上げは喫緊の課題である現状を踏まえ、積極的に相応の賃上げを行うべきなどの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定しました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果の報告といたします。

令和7年3月17日

産業厚生常任委員会委員長 斎 藤 信 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則）　産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）　異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則）　日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第1号「大玉村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」、議員発議第2号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について」、議員発議第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第1号、議員発議第2号及び議員発議第3号をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第1号、議員発議第2号及び議員発議第3号をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 追加日程第1、議員発議第1号「大玉村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。8番。

○8番（佐原佐百合） 議員発議第1号「大玉村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年3月17日

大玉村議会議長 押山義則 殿

提出者 大玉村議会議員 佐原佐百合

賛成者 大玉村議会議員 舘下憲一

それでは、提案理由の説明をいたします。

本案は、地方自治法の改正により、議会議員個人による請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、村に対し請負をする議員個人が当該請負の対価として1会計年度

に村から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員の個人の請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものです。

第1条ではこの条例の目的を、第2条では報告の事項等を、第3条以降については、報告一覧の作成方法及び公表等を定めるものであります。

以上のとおり、提案理由を申し上げました。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 議員発議第1号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第2、議員発議第2号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。2番。

○2番（渡邊初治） 議員発議第2号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月17日

大玉村議会議長 押山義則 殿

提出者 大玉村議会議員 渡邊初治

賛成者 大玉村議会議員 武田悦子

提出先 内閣総理大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策若者活躍 男女共同参画、共生・共助）、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長
選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在する。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別である。通称使用の拡大では根本的解決にならない。

女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告している。選択的夫婦別姓制度の導入について、

2024年の勧告でも再び「2年以内に実施状況の勧告を」と強く求めている。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を厳しく問われているといえる。

法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申している。

最高裁は2015年および2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしたが、制度のあり方は国民の判断、国会に委ねるべきとした。最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっている。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次つぎ採択されている。2024年6月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表した。

総選挙の争点にもなり、衆議院選挙を経て、国会状況は大きく変化、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が多数となっている。同制度を直ちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任である。

よって、選択的夫婦別姓制度の導入についての検討を早期に求めるものである。

1. 選択的夫婦別姓制度を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

福島県安達郡大玉村議会議長 押山義則

○議長（押山義則） 議員発議第2号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お詫びいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第3、議員発議第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番。

○9番（鈴木康広） 9番鈴木康広です。

議員発議第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月17日

大玉村議会議長 押山義則 殿

提出者 大玉村議会議員 鈴木康広

賛成者 大玉村議会議員 本 多 保 夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長

朗読いたします。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

令和6年春季生活闘争結果での賃金引き上げ率は33年ぶりに定期昇給込み5%台の賃金引き上げを実現した。一方、中小組合の賃金引き上げは、定期昇給込み4%台にとどまり、生活が向上したと実感している人は少数であり個人消費は低迷している。そのことは、物価高騰が勤労者家計を圧迫してきたことに加え、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間に、この流れが十分に波及していない状況にあり、賃金引き上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければならない。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働などの問題の解消や福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考える。

よって、本村議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします。

1. 福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演説における2020年代に全国平均を1,500円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。

2. 中小企業等が原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引き上げ原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」の定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促されたい。

3. 最低賃金引き上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

福島県安達郡大玉村議会議長 押山義則

よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 議員発議第3号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和7年第1回大玉村議会定例会を閉会いたしました。ご苦労さまでした。

（午前11時09分）